

今沢中 or 小 学校体育施設利用申請書

3月31日以前の提出日

今沢校区学校施設開放運営協議会 様

申請日 令和 年 月 日

令和8年度のキャプテン等  
令和8年度に相磯と連絡を  
取り合う方)を記入

申請者	団体名		
	代表者	住所	
		氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	

利用目的	(種目を記入)		
利用施設	学校		
	体育館 ・ 運動場 ・ 夜間照明 ・ 備品 ( )		
利用日時	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日		定例曜日利用団体 は曜日を記入 不定期利用団体は 記入不要
	【定例で使用する場合】 毎週 曜日		
利用責任者	住所 :		
	氏名 :	団体の責任者	電話番号 :
	メールアドレス :	高校生以下で構わない	
利用人数	大人	子供 (18歳未満)	合計
	名	名	名
<p>私は、上記施設の利用の申請に際し、沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと、同条例第6条に規定する暴力団を利用する活動に利用しないことを確約します。</p> <p>また、必要な場合には、このことについて沼津市が、静岡県警察本部(沼津警察署)に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは、その請求に従うことを約束します。</p>			
<p>代表者署名 ( <b>重要 !!</b> 直筆署名 )</p>			

今沢 学校利用許可証

申請者様

令和 年 月 日

今沢校区学校施設開放運営協議会

令和 年 月 日申請の上記施設利用については、沼津市立学校施設の開放に関する規則、沼津市屋外運動場夜間照明施設使用条例及び沼津市屋外運動場夜間照明施設使用条例施行規則を遵守すること、また、営利目的で利用しないことを条件に許可します。

今沢校区管理指導員 :

## 利用者の心得

ポール、得点板は使用可。ポール、ネットは利用団体で用意。

- 1 所定の施設以外は利用しないこと  
ただし、許可を得て利用する器具類は、取り扱いに十分注意し、利用後はすべて現状に復帰すること
- 2 利用時の事故（施設・器具の破損及び利用者の傷害等）は、全てその利用者団体が責任を負うこと
- 3 グラウンドを掘り返すようなスパイクは、絶対に使用しないこと
- 4 降雨及びグラウンドコンディション不良の場合は、グラウンド保全のため、その利用を中止すること
- 5 施設内全面禁煙を厳守すること
- 6 ゴミはすべて持ち帰ること
- 7 施設の利用後は、確実に清掃・施錠し、夜間にあっては消灯等の後始末を確実にを行うこと（グラウンドにおいては、使用後整備すること）
- 8 沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと
- 9 沼津市暴力団排除条例6条に規定する暴力団を利する活動に利用しないこと
- 10 営利目的で当該施設を利用しないこと
- 11 施設利用の調査に係る資料等を請求した場合は、その指示に従うこと
- 12 感染症対策を十分に行うこと

スポーツ保険に加入することをお勧めします。

グラウンドのトンボ掛け、体育館のモップ掛けをお願いします。

以上の他、施設の利用に関し細部については、市の方針及び運営協議会の指示に従うこと

### 今沢校区追加事項

- 夜間の練習時間は2時間以内とし、練習後速やかに消灯すること。なお、消灯時間（21時30分）は厳守すること。
- 練習中に音楽を流したりしないこと（音楽が必要な場合は事前に申し出ること）
- 練習後は速やかに退出すること（駐車場等で立ち話していなこと）
- 施設利用日誌は毎回記入すること。
- 器具を破損させた場合は必ず申し出ること。
- 今沢地区学校施設利用団体懇談会および動員要請には必ず応じること。

近隣住民の方にご迷惑の掛かることはおやめください。

事後に発覚した場合、その後の施設利用は許可しません。

「利用者心得」及び「今沢地区追加事項」が守られないと運営協議会が判断した場合は、その後の利用は許可しない。

成人で責任が取れる方が施錠や器具の状態等の最後の確認を行い、未成年を退出させた後、退出してください。